

してい けいかく そうだん しえん じゅうよ せつめい じょう
 指定計画相談支援重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他サービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

じぎょうしゃ がいよう
 1. 事業者の概要

事業者の名称	しゃかいふくしほうじん せい りゅう かい 社会福祉法人 清流会
代表者氏名	りじちょう あさい ながよし 理事長 浅井 長可
事務所の所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちょうあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	でんわ 電話 0574-73-1311 FAX 0574-73-1325

じぎょうしょ
 2. 事業所

事業所の名称	しょう しゃそうだんしえん 障がい者相談支援センター まごころ
事業所の所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちょうあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	でんわ 電話 0574-73-1311 FAX 0574-73-1325
主たる対象者	さいじょう ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ しんたいしょう しゃおよ しょうがいじ 18歳以上の知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者及び障害児

じぎょう もくてきおよ うんえい ほうしん
 3. 事業の目的及び運営の方針

- 計画相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 指定計画相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 関係法令等を遵守します。

4. 職員の職種・員数

職 種	員数	区				分			
		常 勤		兼 任		非 常 勤		兼 任	
		専 従	兼 任	専 従	兼 任	専 従	兼 任	専 従	兼 任
管理者	1			1					
相談支援専門員	2		1				1		
事務職員	3			3					

5. 職員の職務内容

職 種	職務内容
管理者	<p>従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
相談支援専門員	<p>【基本相談支援】障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【サービス等利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
事務職員	<p>指定計画相談に係る事務</p>

6. 事業所のサービス提供日びサービス提供時間

サービス提供日	<p>月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日等、事業所が定める休業日を除きます。</p>
サービス提供時間	<p>午前9時00分から午後5時00分までとなります。ただし、自然災害の発生の恐れがある場合などやむを得ない事情があるときは、サービス提供時間を短縮することがあります。</p>

7. 通常の事業の実施地域

可児市、美濃加茂市、御嵩町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、七宗町、白川町及び東白川村の全域

8. 指定計画相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者サービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者又は障害児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を集めてサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に 行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に 応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定 等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係 る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介 又は地域生活への移行 に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又 は利用者が指定障害者支援施設若しくは精神科病院への入所又は入 院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設 等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった 場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

9. 利用者から受領する費用の種類及びその額

<p>計画相談支援 給付費</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代 理受領した給付費の額については、利用者には通知します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定 計画相談支援を提供した際には、その実費をいただくことがあります。 ●公共交通機関を利用した場合・公共交通機関の定める運賃実費 ●事業者の自動車を使用した場合 (1)事業所から片道10キロメートル未満200円 (2)事業所から片道10キロメートル以上400円</p>
<p>その他の費用</p>	<p>利用者の事情により必要となる嗜好品等の実費をご負担いただくことがあります。 その際は、別途、前もって説明を行い、利用者の同意をいただきます。</p>

10. 費用の支払方法

費用の支払いは、1ヵ月ごとに計算し請求しますので、事業者からの請求をもとに以下の方法でお支払ください。

- 金融機関からの口座振替又は現金納付
- ご利用できる金融機関：株式会社ゆうちょ銀行又はめぐみの農業協同組合
- 口座振替日(支払日)：毎月25日(当日が金融機関の休業日の場合は、直後の営業日)
- 口座振替手数料は、事業者が負担します。

11. 事故発生時の対応

利用者の容態の急変や事故等緊急時には、速やかに医療機関へ連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族等に連絡するとともに、事故等の状況、その処置について記録します。また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	AIG保険会社
保険名	施設総合賠償責任保険
補償の概要	賠償補償(サービス利用者や第三者の身体・財物・信用に損害を与え、賠償責任を負った場合の補償)

12. 苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	白竹の里 生活支援員
苦情解決責任者	統括管理者
受付日	月曜日～金曜日までとなります。ただし、事業所が定める休業日を除きます。
受付時間	午前9時から午後5時30分までとなります。
電話番号等	電話0574-73-1311 FAX0574-73-1325

※苦情受付ボックスを事業所内廊下に設置しています。

だいさんしゃいいん
【第三者委員】

じゅうしょ 住所	ぎふけん 岐阜県
しめい 氏名	ふじい ひさこ 藤井 久子
でんわばんごう 電話番号	0574
じゅうしょ 住所	ぎふけん 岐阜県
しめい 氏名	いまい たつみ 今井 達美
でんわばんごう 電話番号	0574
じゅうしょ 住所	ぎふけん 岐阜県
しめい 氏名	むらせ あきなり 村瀬 昭成
でんわばんごう 電話番号	0574

ほんじぎょうしょ かいけつ くじょう ぎやくだいとう そうだん ぎょうせいきかんまた ぎふけん しゃかいふくし きょうぎかい せつち
本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は岐阜県社会福祉協議会に設置
された岐阜県運営適正化委員会に申し立てることができます。

ぎょうせいまどぐち
【行政窓口】

しちょうそんそうだんまどぐち 市町村相談窓口	す お住まいの市町村福祉担当課
---------------------------	--------------------

ぎふけん うんえいてきせいかい いんかい
【岐阜県運営適正化委員会】

しよざいち 所在地	ぎふ ししもなら ぎふけん ふくしのうぎょうかいかん かい 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までとなります。ただし、こくみん しゅくじつ ねんまつねんし 国民の祝日、年末年始、そ たじぎょうしょ さだ きゅうぎょうび のぞき の他事業所が定める休業日は除きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ごご じ 午前9時から午後5時までとなります。
でんわばんごうとう 電話番号等	でんわ 電話058-278-5136 FAX058-278-5137

13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

窓口担当者	白竹の里 生活支援員
苦情解決責任者	統括管理者
受付日	月曜日～金曜日までとなります。ただし、事業所が定める休業日を除きます。
受付時間	午前9時から午後5時30分までとなります。
電話番号等	電話0574-73-1311 FAX0574-73-1325

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

14. サービス提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

15. 個人情報の扱い

(1) 個人情報の管理

- 利用者の個人情報の取得、あるいは他のサービス事業者等への情報提供については、事前に利用者の承諾を得るようにします。
- 事業所が保有する利用者の情報について、紛失、漏洩、改ざん防止、及び不正なアクセス等によるリスクに対して必要な安全対策等を講じて適切な管理を行います。

(2) 個人情報保護等に関する相談窓口

- 事業所が保有する個人情報の開示、訂正、保護等についてのご相談、お問い合わせについては、法人事務局へご連絡ください。

電話 0574-73-1311 FAX 0574-73-1325

16. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
-------	----

17. サービス提供開始日

サービス提供開始が可能な年月日	サービス利用契約締結の日から
-----------------	----------------

18. その他

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、提供するサービスの中止または延期を行うことがありますので、ご容赦願います。

重要事項等の説明の年月日 令和 年 月 日

私は、事業者から本書面により、指定計画相談支援に関するサービスの重要事項等について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

※ 上記の記載は、利用者が身体等の状況により署名ができないため、私(代理人)が利用者本人の意志を確認の上、代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	(印)
	利用者との関係	

前述の重要事項等の内容について、説明しました。

事業者所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
事業者名	社会福祉法人 清流会
代表者氏名	理事長 浅井 長可
事業所名	障害者相談支援センター まごころ
説明者職氏名	相談支援専門員 (印)